

## 秦の国立公文書館よりの3月13日付再回答

杉原誠四郎様

謹復

昨年12月10日付貴信「インターネット特別展「公文書に見る日米交渉―開戦への経緯」における疑義と要請」に関する1月17日付貴信及び2月17日付貴信につきまして、ご回答が遅くなり、大変申し訳ございません。

両書簡のご指摘につきまして、アジア歴史資料センターに再度事実関係を確認し、以下のとおり回答いたします。

アジア歴史資料センターは、平成11年11月30日閣議決定「アジア歴史資料整備事業の推進について」に基づき、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所図書館等の国の機関が保管するアジア歴史資料を電子情報の形でインターネットを通じて情報提供することを任務としております。インターネット特別展「公文書に見る日米交渉―開戦への経緯」もまた、同センターで公開している公文書を積極的に紹介することをねらいとしたデジタル展示です。

「公文書に見る日米交渉―開戦への経緯」を含め、同センターのインターネット特別展におきましては、各テーマの下で紹介している公文書に関する閲覧者の理解を助ける目的で、当該公文書の位置付けやその背景等につき広く知られている事実を簡単に説明するページを設け、そこから実際の公文書の画像にリンクを繋ぐ「ナビゲーション型」構造を採用しております。ご指摘の「参考資料室」のページにある「参考文献」は、この説明ページを担当者が作成するに当たり実際に参考とした文献を掲載したものです。

ご指摘の通り、国会図書館には優れた専門書、研究書等が数多く所蔵されておりますが、本特別展で紹介する公文書の関連で、広く知られている事実を簡単に説明するページを作成する作業におきましては、優れた専門書、研究書等のすべてに目を通すことをせず、かかるページの作成に必要な範囲でのみ文献を参照し、教科書的な説明に終始したと致しましても、担当者の業務のやり方として問題はなかったものと考えております。

ちなみに、真珠湾攻撃前後の日米双方の暗号解読の実態とその活用、最後通告の遅延事情などについては、今日においても論争的であり、学術的に裏付けられて確定した「史実」や「解釈」は、未だ存在しないものと思考いたします。したがって、当該特別展においては、とくに開戦経緯の説明について、特定の解釈に依ることを避けたのは、公的な立場の担当者としては、むしろ当然の姿勢かと考えます。

ご参考までに、本特別展で紹介している公文書の説明ページの例をいくつか別添させて頂きます。

以上のとおり回答させていただきますので、ご理解をいただければ幸いに存じます。  
今後とも、国立公文書館及びアジア歴史資料センターの活動につきまして、御理解御協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

謹答

令和2年3月13日  
独立行政法人 国立公文書館  
館長 加藤 丈夫  
アジア歴史資料センター  
センター長 波多野 澄夫